

# 次期愛知県障害者計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

平成 27 年度は、愛知県障害者計画の性格を持つ「あいち健康福祉ビジョン」の計画期間の最終年度に該当することから、新たに次期愛知県障害者計画を策定する必要がある。

### 【障害者計画と障害福祉計画の違い】

- ① 障害者計画は、障害者基本法を根拠として、各分野にわたる障害者施策を定めている。
- ② 障害福祉計画は、障害者総合支援法を根拠として、障害者施策のうち、障害者に対する「生活支援分野」に関する施策に特化して、その具体的な方策を定めている。

## 2 計画の性格・位置づけ

障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づく、都道府県における「障害者のための施策に関する基本的な計画」

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）抜粋

### （障害者基本計画等）

#### 第十一条 （略）

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下、「都道府県障害者計画」という）を策定しなければならない。
- 3～4 （略）
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

## 3 経緯

本県では、平成 16 年障害者基本法改正を受け、「21 世紀あいち福祉ビジョン」（平成 13～22 年度）を「愛知県障害者計画」として位置付けるとともに、引き続き「あいち健康福祉ビジョン」（平成 23～27 年度）における障害者に係る記載部分を障害者基本法に基づく障害者計画として、施策の推進を図ってきた。

## 4 計画策定に当たって踏まえるべき事項

### （1）障害福祉施策に関する主な法律の施行・改正等

現行のあいち健康福祉ビジョン策定以降に、施行・改正された主な法律は次のとおり。

#### ● 平成 23 年 8 月「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

障害者権利条約（平成 26 年 1 月批准）の理念に沿った所要の改正。目的規定や障害者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障害者の保護を追加 等

#### ● 平成 24 年 10 月「障害者虐待防止法」の施行

障害者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援の措置 等

#### ● 平成 25 年 4 月「障害者総合支援法」の施行（一部、平成 26 年 4 月施行）

障害者の範囲に難病患者等を追加。平成 26 年 4 月、重度訪問介護の対象拡大やケアホームのグループホームへの一元化 等

#### ● 平成 25 年 4 月「障害者優先調達推進法」の施行

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る 等

#### ● 平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」の成立（平成 28 年 4 月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関・事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進 等

### （2）国の動向

#### ● 平成 25 年 9 月「第 3 次障害者基本計画」（平成 25～29 年度）の策定 《特徴》

##### 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正（平成 23 年度）を踏まえ、計画の基本原則の見直し  
 ①地域社会における共生等  
 ②差別の禁止  
 ③国際的協調

##### 計画期間の見直し

障害者施策を取り巻く経済・社会状況の変化が早いことを踏まえ、第 2 次計画までは 10 年としていた計画期間を 5 年に見直し

## **施策分野の新設及び既存分野の充実・見直し**

### **【新設】**

7分野⇒10分野

- ①安全・安心（防災、防犯、消費者保護）
- ②差別の解消及び権利擁護の推進
- ③行政サービス等における配慮（選挙及び司法手続き等における配慮等）

### **【充実・見直し】**

障害者基本法改正や新たな法律の施行を踏まえ、既存の下記7分野の充実・見直し

- ①生活支援
- ②保健・医療
- ③教育、文化芸術活動・スポーツ等
- ④雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑤生活環境
- ⑥情報アクセシビリティ
- ⑦国際協力

## **5 対応の方向性**

- 引き続き次期健康福祉ビジョンを愛知県障害者計画として位置付ける。
- 国の「第3次障害者基本計画」で新設された施策分野（「安全・安心」・「差別の解消及び権利擁護の推進」・「行政サービス等における配慮」）を可能な限り盛り込む。
- 愛知県障害者施策審議会、ワーキンググループ及び自立支援協議会から意見聴取を行うことにより、障害当事者等からの意見を反映させていく。

## **6 計画の骨子（素案）→別紙のとおり**

骨子（素案）については、現行の「あいち健康福祉ビジョン」の構成・内容を基本としつつ、「あいちビジョン2020」及び国の「第3次障害者基本計画」の内容を踏まえ、作成した。

## **7 計画策定のスケジュール（予定）**

年	月	障害者施策審議会・ワーキンググループ等
27	7	第1回障害者施策審議会（骨子検討）
	8	第1回自立支援協議会（骨子検討）
	9	第1回ワーキンググループ（骨子検討）
	10	第2回ワーキンググループ（素案検討）
	11	第2回障害者施策審議会（素案検討）
	12	パブリックコメント（素案）
	1	
	2	第2回自立支援協議会（計画案検討）
	3	第3回障害者施策審議会（計画案検討）

# 次期愛知県障害者計画 分野別施策体系の骨子(素案)

## 1 特別支援教育の充実

### (1) 特別支援学校の充実

- ①特別支援学校の過大化の解消
  - ・学校の規模や配置の適正化
  - ・県立高等学校の施設を活用した分教室の設置
- ②特別支援学校における幼児児童生徒への支援
  - ・スクールバスの増車等、長時間通学の解消
  - ・医療的ケアの充実のための看護師の拡充

### (2) 特別支援教育の推進

- ①校内支援体制の整備
  - ・個別の教育支援計画等の作成の推進
  - ・特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会の充実
- ②教員の専門性の向上
  - ・研究や研修の充実
  - ・特別支援学校との人事交流の促進
- ③インクルーシブ教育システムの構築
  - ・障害の状態や本人・保護者の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することの推進
  - ・障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習の充実

## 2 障害のある人の地域生活支援と療育支援

### (1) 地域生活を支える体制の整備

- ①住まいの場の確保
  - ・グループホームの整備促進を図るため、整備費用や運営費用の助成、及び公営住宅や既存の戸建て住宅の活用
  - ・グループホームの開設から運営までをサポートする支援の仕組みの構築

### ②相談支援体制の充実

- ・相談支援体制を担う人材の育成
- ・地域アドバイザー等による市町村への支援

### ③発達障害児者への支援の推進

- ・発達障害の特性に応じた相談支援を担う発達障害支援指導者の育成・活用

### ④コミュニケーション環境の充実

- ・手話通訳者や要約筆記者、盲ろう通訳者の養成・派遣等を行う聴覚障害者情報提供施設運営費の助成

### (2) 療育・医療支援の充実

- ・「第二青い鳥学園」の改築にあわせた重症心身障害児者のための病床の整備
- ・障害者福祉減税基金を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備
- ・「心身障害者コロニー」再編により「医療療育総合センター」(仮称)を整備し、同センターを中心とする重心療育ネットワークや発達障害者医療ネットワークの構築

### (3) 障害のある人やその家族等が行う活動への支援

- ・ボランティア活動や交流会、ペアレントメンターにより相談事業等、障害のある人やその家族、NPO等民間団体が行う活動の支援

## 3 地域における就労支援の充実

### (1) 就労支援・雇用促進

- ・事業者・企業への働きかけの推進
- ・障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化

### (2) 職業能力の開発支援

- ・「愛知県障害者職業能力開発校」における職業訓練の実施

### (3) 福祉的就労の充実

- ・就労継続支援事業所における経営改善や技術力強化などによる工賃水準の向上
- ・「障害者優先調達推進法」に基づく障害者就労施設等が供給する物品や役務の優先調達の推進

### (4) 特別支援学校における職業教育の充実

- ・小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた一貫したキャリア教育の推進

## 4 障害のある人の活躍の場の拡大

### (1) 障害者アートの推進

- ・優れた芸術作品を広く県民が鑑賞できる場となるアート展の開催の推進
- ・芸術大学と特別支援学校や福祉施設との連携の強化

### (2) 障害者スポーツの推進

- ・障害の種別に応じたスポーツ大会の開催の推進

## 5 社会全体で支える環境の整備

### (1) 差別の解消及び権利擁護の推進

#### ■国の新設施策分野を踏まえた新規項目

##### ①障害を理由とする差別の解消の推進

- ・平成28年4月「障害者差別解消法」の円滑な施行に向け、法の趣旨・目的等の広報啓発活動の推進
- ・障害者差別に関する相談・紛争解決等を実施する体制の充実
- ・行政サービス等における配慮の推進

##### ②権利擁護の推進

- ・「障害者虐待防止法」に関する広報・啓発活動
- ・権利侵害に関する相談・紛争解決等を実施する体制の充実
- ・成年後見制度の適切な利用の促進

### (2) 社会的バリアの除去

##### ①障害や障害のある人への理解促進

- ・障害のある人とない人の交流の促進
- ・障害や障害者に対する県民の理解促進

##### ②施設のバリアフリー化の推進

- ・商業施設や駅など多くの人が利用する施設のバリアフリー化の推進
- ・歩道などの整備や歩行空間のバリアフリー化の推進

### (3) モノづくり技術を生かした支援機器等の開発

- ・障害のある人やその家族のニーズを反映した支援機器の開発・実用化の推進
- ・「あいち産業科学技術総合センター」における技術支援や産業空洞化対策減税基金の活用による民間企業の研究開発支援

### (4) 安全・安心の確保

#### ■国の新設施策分野を踏まえた新規項目

##### ①防災対策の推進

- ・災害対策の推進

##### ②防犯対策の推進

- ・防犯対策の推進

##### ③消費者トラブルの防止及び被害からの救済